

## 低家賃と修理責任 目安になる基準はないが…

Q 質 問

私は所有する家屋を  
Aさんに貸しています。

東京地方裁判所の平成3年5月25日  
の判例で見ますと、家賃の3年分にあ

古い家なので、家賃を  
近隣と比較してかなり安くしています。  
去年の大型台風で、屋根や壁の一部  
が破損しました。Aさんは私に修理を  
求めるのですが、修理代が家賃の何十  
倍にもなり、とても応じることが出来  
ません。

このような場合でも貸主に修理義  
務があるのでしょうか。

A 答  
回

まず、建物の貸主には  
賃貸借契約の目的に従つ  
た用法で、賃借人が使用  
収益することができるようにする義務  
があります（民法606条1項）。

賃貸借契約の目的に従つた使用が出  
来ない場合にはその障害を取り  
除いて、賃借人に使用させる義務で、こ  
れは賃料が高い、安いにかかわりなく生  
じるもので、とは云うものの、物理的、  
経済的に不可能なような場合にはこれ

らの義務は無いというのが通説となつて  
おります。さらに、家賃に比べて過大な  
修繕費用がかかるような場合には当事  
者間の経済的な公平の見地から修繕義  
務の範囲を制限すべきであるともいわ  
れています。

たる修繕費用を要した事案で、家主の  
修繕義務を認めたうえで、「修繕といつ  
ても新築同様の程度まで建物を修繕す  
べき義務はない」とし、その修繕に多  
額の費用を要する物のうち、現状のま  
までも賃借人側の受ける損失の小さい  
ものにあつては、賃借人において甘受し  
なければならぬものもある。」とした  
ものがあります。

上記の判例は3年分の家賃に相当す  
る修繕費を要するものでしたが、貴方の  
場合も新築又は、それに近い修繕費と  
は云えず、修理義務があると判断され  
る可能性が強いですが、大変な修  
繕費用がかかり相当無理があると云え  
ます。こうした場合家賃を値上げして  
修繕費の回収を図る方法があります  
が、相当大幅な家賃値上げになるもの  
と思われますから、Aさんにそれを納  
得してもらえるか疑問です。

充分話し合ってみる必要があります。  
折合がつかなければ、建物は朽廃に瀕し  
ていて、修理費を過大に要し、その負担  
が困難であるという理由を正当事由と  
して賃貸借契約の解約の申し入れをし  
てみては如何でしょうか。